

経営バイタル の強化書 KEIEI VITAL

経営者保証改革プログラムの公表 やコロナ資金繰支援始まる

経営者保証改革プログラムの公表



民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（特に経営者保証に依存しない新規融資の割合）は、政府系金融機関を中心に徐々に増加してきていますが、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため経済産業省は、金融庁、財務省と連携して「経営者保証改革プログラム」を策定しました。

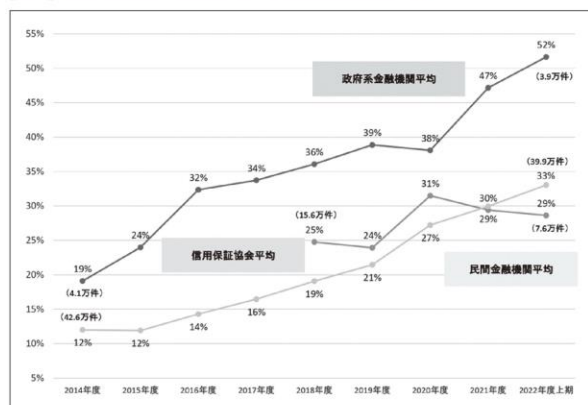
「経営者保証改革プログラム」の内容やコロナ資金繰支援の内容を知っておきましょう！

1 経営者保証改革プログラムの概要

令和4年12月23日に経済産業省は、金融庁、財務省と連携して、①スタートアップ・創業、②民間金融機関による融資、③信用保証付融資、④中小企業のカバンスの4分野に重点的に取り組む「経営者保証改革プログラム」を策定したことを公表しました※1。

経済産業省では、これまで経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めたガイドライン（経営者保証ガイドライン）の活用促進等の取組を進めてきました。

【図1】経営者保証に依存しない新規融資の割合※2



経営者保証とは、中小企業や小規模事業者が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が企業の連帯保証人となること（保証債務を負うこと）を指しており、企業が倒産して融資の返済ができなくなった場合は、経営者個人が企業に代わって返済することを求められる（保証債務の履行を求められる）ことになります。

経営者保証は、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップ・創業や経営者による思い切った事業展開、早期の事業再生、円滑な事業承継を妨げる要因となっているという指摘もあります。

こうした課題に対し経産省は、創業時の融資において経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるべく、金融庁および財務省との連携の下、「経営者保証改革プログラム」を策定しました。

また、民間ゼロゼロ融資からの借換えに加え、前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応するコロナ借換保証を創設し、令和5年1月10日から運用を開始することになりました。

なお、金融庁では民間金融機関による融資に関し、監督指針の改正（「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正）により、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、事業者・保証人の納得感を向上させるとし、「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について」金融関係団体等に対して協力要請を行っています※3。

2 経営者保証改革プログラムの内容

「経営者保証改革プログラム」は、①スタートアップ・創業～経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進～②民間金融機関による融資～保証徴求手続の厳格化、意識改

革～③信用保証付融資～経営者保証の提供を選択できる環境の整備（希望しない経営者保証の縮小）～④中小企業のカバンス～カバンス体制の整備を通じた持続的な企業価値

向上の実現への4分野に重点的に取り組むこととしており、

①スタートアップ・創業～経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進～では、主な施策として下記の取組が行われます。

【図2】スタートアップ・創業の主な施策※4

主な施策	① スタートアップの創業から5年以内の者に対する経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設(保証割合:100%/保証上限額:350万円/無担保)【相談受付開始:23年2月、制度開始:23年3月】 (※)創業関連保証の利用実績:11,153件(2021年度:法人)
	② 日本公庫等における創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件緩和【23年2月～】 (※)創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない融資の実績:約1.6万件(2021年度)
	③ 商工中金のスタートアップ向け融資における経営者保証の原則廃止【22年10月～】 (※)スタートアップ向け融資の実績:202件(2021年度)
	④ 民間金融機関に対し、経営者保証を徴求しないスタートアップ向け融資を促進する旨を要請【年内】

②民間金融機関による融資～保証徴求手続の厳格化、意識改革～では、(1)金融機関が個人保証を徴求する手続に対する監督強化(2)経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革(3)経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討として、下記の施策が行われます。

【図3】民間金融機関による融資の主な施策※4

(1) 金融機関が個人保証を徴求する手続に対する監督強化	
主な施策	① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に關し、事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求めるとともに、その結果等を記録することを求める。【23年4月～】 ➢ どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか ➢ どのような改善を求めれば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか ② ①の結果等を記録した件数を金融庁に報告することを求める。【23年9月 実績報告分より】 (※)「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=100%を目指す。 ③ 金融庁に経営者保証専用相談窓口を設置し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】 ④ 状況に応じて、金融機関に対して特別ヒアリングを実施。
(2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革(取組方針の公表促進、現場への周知徹底)	
主な施策	① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を経営トップを交えた検討・作成し、公表するよう金融担当大臣より要請。 ② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】 ③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「組織的事例集」の更なる拡充及び横展開を実施。
(3) 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討(事業成長担保権(仮))	
主な施策	① 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。【22年11月～】

③信用保証付融資～経営者保証の提供を選択できる環境の整備(希望しない経営者保証の縮小)～では、(1)信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備(2)経営者保証ガイドラインの要件を充足する場合の経営者保証解除の徹底として、下記の施策が行われます。

【図4】信用保証付融資の主な施策※4

(1) 信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備	
主な施策	① 経営者の取組次第で達成可能な要件(法人から代表者への貸付等がないこと、決算書類等を金融機関に定期的に提出していること等)を充足すれば、保証料の上乗せ負担(事業者の経営状態に応じて上乗せ負担は変動)により経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設【24年4月～】 (※)無担保保証の利用件数:40万件、経営者保証徴求比率92%(ともに2021年度(法人)) ② 流動資産(売掛債権、棚卸資産)を担保とする融資(ABL)に対する信用保証制度において、経営者保証の徴求を廃止【24年4月～】 ③ 信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、借換を例外的に認める保証制度(プロパー借換保証)の創設【24年4月～】 ④ 上記施策の効果検証を踏まえた更なる取組拡大の検討【順次】等
(2) 経営者保証ガイドラインの要件を充足する場合の経営者保証解除の徹底	
主な施策	① 金融機関に対し、信用保証付融資を行う場合には、経営者保証を解除することができる現行制度の活用を検討するよう経済産業大臣・金融担当大臣から要請。【年内】 ② 保証付融資が原則として経営者保証が必要であるかのような誤解が生じない広報の展開。【年内】

④中小企業ガバナンス～ガバナンス体制の整備を通じた持続的な企業価値向上の実現～では、主な施策として下記の取組が行われます。

【図5】中小企業ガバナンスの主な施策※4

主な施策	① ガバナンス体制整備に関する経営者と支援機関の目録合わせのチェックシートの作成【22年12月】 ② 中小企業の収益力改善やガバナンス体制整備支援等に関する実施指針の策定【22年12月】、収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策(経営改善計画策定支援・早期経営改善計画策定支援)における支援機関の連携促進【23年4月～】 (※)年間計画策定支援件数:2,821件(2021年度) ③ 中小企業活性化協議会における収益力改善支援にガバナンス体制整備支援を追加し、それに対応するため体制を拡充【23年4月～】等
------	---

民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度(コロナ借換保証)を開始します。



3 コロナ資金繰支援

上記のような経営者保証改革に取り組むとともに、「民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する借換保証制度(100%保証の融資は100%保証で借換え)」(コロナ借換保証)を創設することが決定済となっており、コロナ借換保証については、令和5年度の民間ゼロゼロ融資の返済開始時期のピークに備え、令和5年1月10日から運用が開始されています。

コロナ借換保証の概要は、【図6】のとおりです。

なお、コロナ借換保証に作成が必要な経営行動計画書の様式やサンプルは、中小企業庁「民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度(コロナ借換保証)」のウェブサイトに掲載されているので、確認しておくといでしょう※5。

【図6】コロナ借換保証の概要※5

【制度概要】

- 保証限度額：(民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る) 1億円(100%保証の融資は100%保証で借換え可能)
- 保証期間等：10年以内(据置期間5年以内)
- 保証利率：0.2%等(補助前は0.85%等)
- 下記①～④のいずれかに該当すること。また、金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成が必要。
 - ① セーフティネット4号の認定(売上高が20%以上減少していること、最近1ヶ月間(実績)と前年同期の比較)
 - ② セーフティネット5号の認定(指定業種であり、売上高が5%以上減少していること、最近3ヶ月間(実績)と前年同期の比較)
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
 - ③ 売上高が5%以上減少していること(最近1ヶ月間(実績)と前年同期の比較)
 - ④ 売上高総利益率/営業利益率が5%以上減少していること(③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可)

【手続きイメージ】



※1 経営者保証改革プログラムを策定しました(経済産業省) (URL: <https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221223006/20221223006.html>)
 ※2 経営者保証(中小企業庁) (URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/>)
 ※3 「経営者保証改革プログラム」の策定について(金融庁) (URL: <https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221223-3/20221223-3.html>)
 ※4 「経営者保証改革プログラム」(経済産業省) (PDF) (URL: <https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221223006/20221223006-1.pdf>)
 ※5 民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度(コロナ借換保証)を開始します。(中小企業庁) (URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karika.html>)